

東京都保健医療計画「外国人患者への医療提供等(仮)」現状・課題(案) 1/2

現状(これまでの取組を含む)

1 現状

(1) 訪都外国人・在留外国人の現状

- ・訪都外国人旅行者：1,310万人 (平成28年、過去最高/産業労働局)
1位中国 2位台湾 3位アメリカ 4位韓国 5位香港 6位タイ 7位オーストラリア
(平成28年/JNTO「宿泊旅行統計調査」)
→都目標値 2020年:2,500万人 2024年:3,000万人
 <「2020年に向けた実行プラン」(東京都)>
- ・都内外国人人口:39万人(平成26年)→49万人(平成29年/総務局)
1位中国※香港・台湾含 2位韓国・朝鮮 3位フィリピン 4位ベトナム 5位ネパール 6位アメリカ
区市町村により外国人人口の傾向は異なる

(2) 都内医療機関等の状況(平成29年5月22日現在)

- ・JIMP認証病院:8病院、医療通訳拠点病院:7病院、
体制整備支援病院:14病院
訪日外国人旅行者受入れ医療機関:27病院、141診療所、
106歯科診療所

2 これまでの都の取組状況

(1) 医療機関への支援

- ①外国人患者対応支援研修
- ②外国人患者受入体制の充実に係る第三者認証取得補助
- ③外国人患者受入れ体制整備補助(平成29年度新規)
- ④医療機関向け救急通訳サービス(平成29年度拡充)
- ⑤診療所向け外国人患者対応マニュアルの作成(平成29年度新規)

(2) 医療情報の提供

- ①外国人患者向け医療情報サービス
- ②医療機関案内サービス「ひまわり」Webサイトの多言語化(英・中・韓)及び医療情報の提供(平成29年度改修)

課題

1 外国人患者の受入体制が整った医療機関の確保

- 診療所を含めた外国人患者対応に取り組む医療機関の確保
- 医療機関における外国人患者対応力の向上

2 外国人向けの医療情報等の充実

- 医療機関案内サービス「ひまわり」や薬局機能情報提供システム「t-薬局いんふお」のWebサイト等の外国人向けの掲載情報の充実
- 外国人患者に対して、医療機関の受診方法や日本の医療制度等に係る情報の周知が必要

3 外国人患者の適切な受療行動の促進

- 軽症の外国人患者の大病院への受診が多いため、症状に応じた医療機関の受診を促す必要
- 行政や医療機関、医師会等関係団体、宿泊施設等との連携強化

今後の方向性

1 外国人患者受入れ医療機関の整備

2 医療情報等の効果的な提供

3 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

東京都保健医療計画「外国人患者への医療提供等(仮)」骨子(案) 2/2

(取組1) 外国人患者受入れ医療機関の整備

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP取得に対する支援、院内表示の多言語化など外国人患者受入れ体制の整備への支援により、診療所も含め、外国人対応に取り組む医療機関の整備を促進
- 外国人患者が救急来院した際の救急通訳サービスの実施、医療機関向けの外国人対応（宗教・文化・慣習の違いや医療制度の違いを理解した上での対応、未収金対策等）に係る研修や外国人患者対応のためのマニュアルの作成等により、医療機関の取組を支援

(取組2) 医療情報等の効果的な提供

- 医療機関案内サービス「ひまわり」・薬局機能情報提供システム「t-薬局いんぷお」等のWebサイトによる、外国人対応を行う医療機関・薬局や、日本の医療制度等の情報提供
- 東京都保健医療情報センターの外国語対応事業（医療情報サービス）と、救急相談センター（#7119）との連携を推進するなど、外国人患者への情報提供等を充実
- 外国人対応する機会が多い、宿泊施設や観光案内所、区市町村等の関係機関と連携し、効果的な医療情報等を提供

(取組3) 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

- 行政や医療機関、医師会等関係団体や宿泊施設等による会議体を設置し、関係機関の連携を強化・今後の取組を検討
- 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができるよう、外国人患者の受入を行う診療所や中小病院の取組の促進、医療情報の提供の充実を図るとともに、地域における医療機関間の連携や関係者との協働を推進